

# 業 務 委 託 契 約 書

(以下甲という)と (以下乙という)は甲が経営する施設の給食業務(以下単に業務という)に関し、下記のとおり契約する。

## 記

第1条(業務の委託) 甲は頭書の業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第2条(業務の内容) この契約に基づく業務の内容は次のとおりとする。

- 1, 甲が指定する献立表に基づく調理加工及び盛り付け
- 2, 指定場所における配膳及び下膳等
- 3, 食器・調理用具等の洗浄・消毒及び保管
- 4, 調理施設内における清掃・整理整頓
- 5, 前各号に附帯する業務

第3条(業務上の注意) 乙は善良なる管理者の注意をもって業務を行なうものとする。

第4条(賠償責任) 乙は乙の従業員が業務中過失により器物の滅失、破損その他甲に損害を与えたときは甲に対し賠償の責めを負う。ただし、乙の責めに帰することができない事由による場合はこの限りではない。

第5条(従業員の管理) 乙は従業員の身元、衛生及び規律の維持に努め、甲が適当ではないと認めた従業員があるときは、甲は理由を明示して、乙にその交替を求めることができる。

第6条(資料の提出) 甲は業務について、いつでも乙に対して必要な資料の提出を求めることができる。乙はこれについて拒むことができない

第7条（用水、電力その他の供与） 甲は乙の業務に必要な用水、電力、従業員控室、ロッカー、資材置場及び内線電話等を無償で乙に供与する。

第8条（契約金額） 甲が乙に支払う委託料は月額 円とし、乙は毎月 日までに請求し、甲は当該月分を毎月 日までに支払う。

第9条（契約金額の変更） 前条に規定した委託料は経済事情に著しい変動のあったとき、または正当な事由があるときは、双方協議のうえ変更することができる。

第10条（設備の貸与及び保守） 甲は乙に対し甲の給食設備を貸与する。乙は貸与された給食設備に修理等の必要を生じたときは甲に申し出ることとし、その場合甲の責任において修理を行う。  
乙の責任に帰す原因により修理の必要を生じたときは、甲の許可を得て乙の責任において修理を行う。

第11条（業務時間） 乙は甲の経営する施設において毎日午前 時から午後 時まで業務を行う。

第12条（契約期間） この契約の有効期間は平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。  
但し、期間満了の2カ月前までに甲乙いずれからも何等の意思表示がないときは、この契約は同一条件をもって更に1年間延長されるものとし、以後この例による。

第13条（期間内解約） この契約期間中に甲乙いずれかの都合によりこの契約を解約しようとするときは、3カ月前に相手方に対し文書をもって通告するものとする。

第14条（協議事項） この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈に疑義を生じたときは、その都度甲乙誠意をもって協議のうえ解決にあたるものとする。

上記を証するため本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲)

(乙)